

平成 20 年度 環境省重点施策

平成 19 年 8 月
環 境 省



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%

平成20年度環境省重点施策 ～環境立国・日本の創造・発信～

<はじめに>

平成20年度は、京都議定書の第一約束期間（2008年～2012年）がいよいよ始まるなど我々人類にとって大きな節目の年です。地球という大きな生態系の一部として、自然と共生し、人間社会における炭素も含めた物質循環を健全なものとし、健やかで豊かな生活を確保する持続可能な社会経済システムの構築に向けた本格的な取組が始まります。

こうした人類史を画する時期に、我が国はG8サミットの議長国となり、人類の新しい歴史を先頭に立って切り開いていく役割を担うことになりました。

このため、「21世紀環境立国戦略」（平成19年6月1日閣議決定）に基づき、「低炭素社会」、「自然共生社会」及び「循環型社会」の構築に向けた統合的な取組を、世界から地域まで広い視野の下に、強力に展開します。また、我が国の環境技術、公害克服の経験と智慧、豊富な人材を活かして、「環境立国」を日本モデルとして創造し、アジアそして世界への発信に努めます。さらに、G8環境大臣会合を開催し、北海道洞爺湖サミットにおける議論に貢献します。

地球温暖化問題については、京都議定書6%削減約束を確実に達成するため、本年度中に見直す「京都議定書目標達成計画」に基づき、業務・家庭部門を始めとするあらゆる部門で温暖化対策を加速します。さらに、個別の部門での対策を超え、中長期的な観点も踏まえ、国民全体が総力を挙げて温室効果ガスを削減するよう、ライフスタイル及びビジネススタイルの変革を促す取組を強化します。

第一約束期間後の次期枠組みが実効あるものとなるよう、国際交渉においてイニシアティブを発揮するとともに、温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策を進めます。

これらを踏まえ、「2050年半減」の長期目標の実現に向けた低炭素社会づくりを推進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関して、今年中に策定予定の「第三次生物多様性国家戦略」に基づき、国民的な関心を引き起こしつつ多面的に対策を展開します。また、2010年の生物多様性条約第10回締約国会議を開催すべく、我が国が立候補していることを踏まえ、生物多様性分野の主要な議論をリードするとともに、各国や民間との連携を強化します。

3Rを通じた循環型社会の構築に向けては、平成19年度の「循環型社会形成推進基本計画」の見直し・改訂を踏まえ、適正処理の推進と不法投棄の防止を大前提に、地域社会から国際社会までの適正な資源循環の確保を図り、我が国がG8の先頭に立って内外の3Rの推進に取り組みます。

経済発展著しいアジアにおいて環境保全・脱公害の取組を進め、持続可能な発展に向けた環境国際協力を展開します。さらに、環境の智慧や技術を育む地域や社会づくりを進めるとともに大気・水・土壌環境対策や化学物質対策など安全を確保できる生活環境行政を推進します。また、沿道等の局地的な大気汚染による健康影響の調査研究を進めるとともに水俣病対策や石綿健康被害対策を着実に進めます。

以上により、アジアそして世界の発展と繁栄に貢献する「環境立国・日本」を創造・発信します。

平成20年度環境省重点施策 ～環境立国・日本の創造・発信～

「21世紀環境立国戦略」(平成19年6月1日 閣議決定)

自然との共生
を図る智慧と
伝統を現代に
活用

車の両輪とし
て進める環境
保全と経済成
長・地域活性化

アジア、そして
世界とともに
発展する日本

1. 低炭素社会づくりへの取組本格化 - 美しい星の実現に向けて -

京都議定書6%削減約束の確実な達成
世界全体の一層実効ある取組を引き出す新たな枠組みづくり
北海道洞爺湖サミット及びG8環境大臣会合における日本の「イニシアティブ」の発揮
温暖化対策と公害対策を一体的に進める「3P」初任対策による国際協力
「2050年半減」に向けた低炭素社会づくり

「新京都議定書目標達成計画(H19年度中策定予定)」

2. 生物多様性保全を通じた自然共生社会づくり

生物多様性への国民の理解と保全活動の促進
里山の保全・再生等人と自然が創るよりよい関係
国立公園等の重要地域の保全
生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向
けたリーダーシップの発揮

第三次生物多様性国家戦略
(H19年中策定予定)

3. 3Rを通じた持続可能な資源循環

循環型の地域づくり=「地域循環圏」の推進
3R「イニシアティブ」推進によるアジアを中心とした循
環型社会構築
適正処理と不法投棄対策
浄化槽の普及促進

新循環型社会形成推
進基本計画(H19年度
中策定予定)

4. アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連 携・協力の強化

酸性雨や光化学汚染等々の越境汚染対策
中国、アジアにおける水環境協力等の展開
日本の智慧と技術を活かした国際協力

5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋

環境技術開発と経済のグリーン化
自然の恵みを活かした地域づくり
環境を感じ、考え、行動する人づくり

6. 安全を確保できる生活環境行政の推進

大気・水・土壌環境保全対策 総合的な化学物質環境対策
水俣病を始めとする公害健康被害対策 石綿健康被害対策 毒ガス弾等による被害の未然防止

参加と協働

地方自治体
産業界

NGO/NPO
国民等

持続可能な社会に向けた統合的取組の展開

平成 20 年度環境省重点施策〔目次〕

| | |
|--|----|
| ・平成 20 年度環境省概算要求・要望の概要 | 1 |
| 1. 低炭素社会づくりへの取組本格化 - 美しい星の実現に向けて- | 2 |
| ・(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会) (1)(ア) | 2 |
| ・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会) (1)(ア) | 2 |
| ・(新)エコ住宅普及促進事業(エネ特会) (1)(ア) | 2 |
| ・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会) (1)(ア) | 2 |
| ・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会) (1)(イ) | 3 |
| ・次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 (2) | 3 |
| ・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット 実現支援等事業(エネ特会) (3) | 4 |
| ・環境技術開発等推進費(戦略指定領域)[競争的資金] (3) | 4 |
| ・(新)低炭素で成長する日本モデルの構築と発信事業 (4)(ア) | 4 |
| ・(新)低炭素社会関係予算(地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部) (4)(イ) | 5 |
| 2. 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり | 6 |
| ・(新)「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 (1) | 6 |
| ・(新)SATOYAMAイニシアティブ推進事業費 (2)(ア) | 6 |
| ・重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000) (4)(イ) | 7 |
| 3. 3Rを通じた持続可能な資源循環 | 8 |
| ・(新)地域からの循環型社会づくりを支援するネットワーク形成事業経費 (1)(ア) | 8 |
| ・廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 (1)(ア) | 8 |
| ・ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (3) | 9 |
| 4. アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化 - 環境汚染の 少ないクリーンアジア・イニシアティブの展開 - | 10 |
| ・東アジア広域環境政策形成推進事業費 (1) | 10 |
| ・日中水環境パートナーシップ (2) | 10 |
| ・(新)日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討 (3) | 11 |
| 5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋 | 12 |
| ・(新)企業活動の環境影響見える化手法調査 (1)(イ) | 12 |
| ・(新)発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究 (3) | 13 |
| 6. 安全を確保できる生活環境行政の推進 | 14 |
| ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する取組の強化 (1) | 14 |
| ・都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 (1) | 14 |
| ・(新)土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査 (1) | 14 |
| ・総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査 (2) | 15 |
| (参考)平成 20 年度概算要求におけるIHP [*] -対策特別会計による CO2 排出抑制対策 | 17 |
| (参考)環境省における重点施策推進要望について | 19 |
| ・平成 20 年度環境省財政投融资に関する要求の概要 | 20 |
| ・平成 20 年度環境省税制改正要望の概要 | 21 |

平成20年度環境省概算要求・要望の概要

平成20年度概算要求・要望額

一般会計(非公共+公共)+特別会計 2,685億円

(対前年度 470億円増 21.2%増)

[一般会計]

| | 平成19年度 予 算 額 | 平成20年度 要 求 ・ 要 望 額 | 対前年度比 |
|------------------------|-----------------|-----------------------|-------|
| | 億円 | 億円 | % |
| (非公共) | | | |
| 一般政策経費等 | 916 | 1,060 | 115.7 |
| エネルギー特会繰入 ¹ | 321 | 420 | 130.8 |
| 計 | 1,237 | 1,480 | 119.6 |
| (公共) | | | |
| 廃棄物 | 845 | 1,021 | 120.8 |
| 自然公園 | 118 | 142 | 120.3 |
| 計 | 963 | 1,163 | 120.8 |
| 合 計 | 2,199 | 2,643 | 120.2 |

[特別会計]

| | 平成19年度 予 算 額 | 平成20年度 要 求 ・ 要 望 額 | 対前年度比 |
|---------|-----------------|-----------------------|-------|
| | 億円 | 億円 | % |
| エネルギー特会 | 337 | 462 ² | 137.1 |

合 計

| | 平成19年度 予 算 額 | 平成20年度 要 求 ・ 要 望 額 | 対前年度比 |
|----------------------------|-----------------|-----------------------|-------|
| | 億円 | 億円 | % |
| 一般会計+特別会計 (除:エネルギー特会繰入) | 2,215 | 2,685 | 121.2 |

1 エネルギー特会：エネルギー対策特別会計

2 エネルギー特会の平成20年度要求・要望額462億円は、一般会計の繰入額(420億円)と剰余金等(42億円)を加えた額である。

(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

1. 低炭素社会づくりへの取組本格化 - 美しい星の実現に向けて -

(1) 新京都議定書目標達成計画に基づく6%削減約束の確実な達成

(ア) あらゆる部門における温暖化国内対策の加速化

6%削減目標達成に確実を期すため、本年度中に京都議定書目標達成計画を見直し、地球温暖化対策の推進に関する法律の見直し等により、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭をはじめ、各部門の対策の抜本的な強化を図ります。

省エネ製品へ買換え促進や国民一人ひとりの環境行動を促す「エコポイント」、「CO2見える化」、「カーボン・オフセット」等の取組の普及拡大、高断熱化等による低炭素型住宅の普及促進など家庭や職場での排出削減対策の抜本的強化を図ります。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------------------|-----------|
| ・(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会) | 450(0) |
| ・(新)省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業(エネ特会) | 70(0) |
| ・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会) | 420(0) |
| ・(新)温室効果ガス排出量可視化(見える化)・指標化検討調査 | 50(0) |
| ・(新)カーボン・オフセット推進事業 | 50(0) |
| ・(新)エコ住宅普及促進事業(エネ特会) | 250(0) |
| ・地域協議会民生用機器導入促進事業(エネ特会) | 450(280) |

国民一人ひとりに身近な行動によるCO2削減を促すため、1人1日1kg CO2削減をモットーに国民運動の更なる展開を図ります。

地域からの取組として、温暖化による身近な自然や暮らしへの影響について事例収集・情報発信を行い、さらに都道府県の地球温暖化防止活動推進センターの人材育成を行うなど、情報提供及び普及啓発を強化します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--------------------------------|---------------|
| ・地球温暖化防止「国民運動」推進事業(エネ特会) | 2,700(3,000) |
| ・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会) | 500(0) |
| ・(新)身近な温暖化問題発見事業(エネ特会) | 300(0) |

産業・業務部門について、モデル性の高い率先的な取組への支援等を行い、自主行動計画の拡大・強化を図るとともに、欧米における制度の導入状況等も見つつ国内排出量取引を総合的に検討します。運輸部門については、地方自治体等の低公害車や燃費基準達成車の導入を支援するとともに、エコドライブの一層の普及を図ります。廃棄物処理に当たっても、発生抑制、再使用、再生利用の推進を図りつつ、廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|------------------------------------|---------------|
| ・(新)温室効果ガス排出量可視化(見える化)・指標化検討調査(再掲) | 50(0) |
| ・業務部門対策技術率先導入補助事業(エネ特会) | 2,600(1,670) |
| ・国内排出量取引推進事業(エネ特会) | 250(250) |
| ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会) | 3,000(3,000) |
| ・低公害車普及事業(エネ特会) | 160(85) |
| ・自動車省CO2対策推進事業(エネ特会) | 500(130) |
| ・廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会) | 2,117(2,117) |

再生可能エネルギー導入拡大のため、燃料用バイオエタノールについて、E3 の大規模実証実験を通じた普及拡大を図るとともに、廃棄物由来のバイオ燃料について利用拡大を図るための戦略策定を進めます。

集中的に複数の再生可能エネルギーを導入するモデル事業の実施、地方自治体との協力による太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した低炭素型住宅の普及支援を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|------------------------------|---------------|
| ・エコ燃料実用化地域システム実証事業費(エネ特会) | 2,500(2,780) |
| ・エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会) | 1,000(800) |
| ・(新)廃棄物由来バイオ燃料の戦略的利用拡大に向けた調査 | 30(0) |
| ・再生可能エネルギー導入加速化事業(エネ特会) | 1,200(750) |

(イ) 京都メカニズムクレジットの確実な取得

京都議定書の6%削減約束を確実なものとするため、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|------------------------------|----------------|
| ・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会) | 16,455(7,326) |

(ウ) フロン対策の推進

オゾン層保護及び地球温暖化防止対策として改正フロン回収・破壊法に基づき、フロンの回収を徹底するとともに、早期に対策効果が見込める液体PFCの破壊手法の確立を図ります。大型小売店舗や物流拠点等へ温室効果ガス削減効果の高い省エネ型の自然冷媒冷凍装置を導入する場合に支援を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-----------------------------|---------|
| ・業務用冷凍空調機器フロン回収強化対策推進費 | 25(20) |
| ・(新)液体PFC等排出抑制対策推進事業費 | 18(0) |
| ・(新)省エネ自然冷媒冷凍装置導入促進事業(エネ特会) | 300(0) |

(2) 世界全体の一層実効ある取組を引き出す新たな枠組みづくり

京都議定書第1約束期間後(2013年以降)の次期枠組みについては、来年7月の北海道洞爺湖サミットでの主要議題にもなることから、安倍総理の新提案「美しい星50」に基づき、我が国及び世界全体での将来排出見通しを把握するとともに、各国間の排出量についても分析を行うなど、米国、中国、インドなどの主要排出国が参加する実効ある枠組みの構築に貢献し、G8議長国としてのリーダーシップを発揮します。

来年3月に日本で開催される主要排出国20カ国での対話(G20対話)に続き、来年5月のG8環境大臣会合においても、地球温暖化等の環境問題について、主要排出国も含めて議論を行い、北海道洞爺湖サミットでの成果につなげます。また、会議開催に当たっては、カーボンオフセットなど環境配慮の徹底や我が国の環境技術等の発信を行います。さらに北海道洞爺湖サミットの成果を踏まえた次のプロセスに向けて、フォローアップを行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------|-----------|
| ・次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 | 221(100) |
| ・(新)G8環境大臣会合開催等経費 | 431(0) |

(3) 温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力の実現

途上国において中長期的に低炭素社会を構築するため、温暖化対策と一体的に進めるインフラ整備などコベネフィット型の途上国支援の方策について検討します。

途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策により、クレジットの確実な取得を図ります。

アジアにおける環境的に持続可能な交通（EST）の実現を目指し、南アジアへの展開や国別戦略プランの策定等を進めます。

アジア諸国で取組が進んでいないフロン生産量及び消費量の削減に向けた取組やフロンの回収・破壊等の取組について日本の技術・経験を生かして人材育成や体制整備に関する協力を行い、オゾン層保護と温暖化防止を同時に達成します。

コベネフィット対策に資する環境技術の開発を推進します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---|-------------|
| ・(新)コベネフィット型途上国低炭素社会構築支援方策検討調査 | 30(0) |
| ・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会) | 1,270(970) |
| ・アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費 | 20(9) |
| ・環境技術開発等推進費(戦略指定領域)[競争的資金] | 400(0) |

(4) 「2050年半減」の長期目標の実現に向けた日本発の低炭素社会づくり

(ア) 「低炭素で成長する日本モデル」の構築と世界への発信

世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減するため、低炭素社会づくりに向けた長期ビジョンをとりまとめ、北海道洞爺湖サミットに向けて我が国から提案します。さらに、ビジョンを実現するため、低炭素で成長する日本モデルを構築し、発信します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-------------------------|--------|
| ・(新)低炭素で成長する日本モデルの構築等事業 | 39(0) |

(イ) 低炭素社会の実現に向けた社会システムの変革

低炭素社会への転換を目指し、様々な角度から都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進めます。具体的には、コンパクトなまちづくり、公共交通の活用など効率的で環境負荷の小さな移動システム、ヒートアイランド対策等も含めた水と緑あふれるまちづくりや自然共生地域など日本の様々な地域に応用できるモデルをつくり、その普及に努めます。

ア) 環境負荷の低いコンパクトシティについて、効率的な土地利用、交通需要対策、未利用エネルギーの活用などに着目し、民間活力を利用したモデル事業を実施します。

イ) 公共交通機関の利用促進や自動車交通流の円滑化、歩行者・自転車対策等を統合した環境的に持続可能な交通の実現を目指す先導的な地域でのモデル事業を関係省庁と連携して行います。

ウ) モデル地域の街区全体や複数の建物全体でCO₂排出量の削減を見込める対策事業を実施するとともに、ヒートアイランド現象を緩和するため、屋上・壁面緑化、保水性建材、高反射性塗装、地下水・地中熱の利用など複数の対策を組み合わせた事業を実施します。

低炭素社会に向けて、今後必要な取組についてシミュレーション等により、CO₂排出量の少ない環境モデル都市や自然共生の姿を提示するなど、社会変革を進める研究を行います。

2050年の低炭素社会に向けた長期的な人づくりのための手法の検討を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--|---------------|
| ・低炭素地域づくり面的対策推進事業費(エネ特会) | 2,000(250) |
| ・環境的に持続可能な交通 (EST) の実現に向けたモデル事業(エネ特会) | 150(93) |
| ・低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会) | 1,300(1,300) |
| ・(新)低炭素社会関係予算 (地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部) | 500(0) |
| ・2050年の低炭素社会に向けた持続可能な開発のための教育(ESD)の在り方検討 | 20(6) |

(ウ) 低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

地域に即したバイオマス資源の総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及びE10の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術について開発を推進します。さらに、廃棄物処理について温室効果ガスの抜本的な削減方策を検討します。

二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS: Carbon Dioxide Capture and Storage)の効率化、低コスト化を図るため、海洋環境保全上適正な管理手法の開発と CCS の工程に要するエネルギーを最適化する運用システムの開発を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------------------|---------------|
| ・地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)[競争的資金] | 3,709(3,302) |
| ・(新)廃棄物処理システムにおける革新的な温室効果ガス排出抑制対策検討調査 | 50(0) |
| ・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特会) | 500(0) |

(エ) 地球温暖化モニタリングの推進及び適応対策の検討

気候変動への適応に焦点を当て、国内研究として、温暖化による不可避の影響を最小化するための適応対策について、詳細な影響予測、脆弱性の高い地域・分野の抽出評価、効果的なリスク分散手法、効率的な事業の実施方法について研究を実施します。

アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) を通じて、アジア太平洋地域の気候変動影響に対する脆弱性評価や地域的な影響予測、地域適応計画の作成などに関し、公募型研究の枠組みにより支援を進めます。

地球温暖化による河川や湖沼などの水質の悪化が指摘されていることを踏まえ、データの充実、水質への影響の把握・将来予測を行い、水質の悪化が生じた場合の適応策について検討を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------------------|-----------|
| ・(新)適応対策関係予算 (地球環境研究総合推進費[競争的資金]の一部) | 348(0) |
| ・地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 | 175(115) |
| ・(新)地球温暖化による公共用水域の水質への影響調査 | 50(0) |

2. 生物多様性の保全を通じた自然共生社会づくり

(1) 生物多様性への国民の理解と保全活動の促進

各地域において、地方自治体や民間団体等が行う、希少な動植物種の保護増殖、鳥獣の保護管理等の積極的な取組を支援・推進し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進します。生物多様性の重要性について国民の理解を深め、参加を促すため、民間団体の参画の奨励方策の検討、地方版生物多様性戦略の手引き・企業活動ガイドラインの策定等の「いきものにぎわいプロジェクト」を実施します。さらに、子どもたちの自然体験をより一層推進します

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|----------------------------|---------|
| ・(新)生物多様性保全推進交付金 | 300(0) |
| ・(新)「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 | 105(0) |
| ・(新)「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト | 47(0) |

(2) 人と地域の自然が創るよりよい関係

(ア) 里地里山の保全再生

未来に引き継ぎたい重要な里地里山の選定を進め、バイオマスや環境教育など地域の資源の新たな利活用、希少種の保護などへの多様な主体の参加促進を通じ、地域の自律的な取組が進む仕組みを再構築することにより、里地里山の保全再生を全国に展開していきます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------|---------|
| ・(新)SATOYAMA イニシアティブ推進事業費 | 200(0) |

(イ) 鳥獣との軋轢の解消に向けた取組の強化

広域的な鳥獣保護管理を強化するとともに、大型獣による国立公園等の風致景観・生態系への悪影響を防止するため、保護管理対策を進めます。また、農林水産業や生態系等に大きな影響を及ぼすような鳥類及び哺乳類を対象として、生息状況等の把握調査を行います。鳥獣保護管理の担い手の確保のため、研修の実施、猟区での狩猟者の育成を図ります。鳥インフルエンザについて、感染経路の究明のため渡り鳥の飛来経路を調査するとともに渡り鳥の飛来状況等に関するリアルタイムの情報提供システムを構築します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--------------------------|-----------|
| ・広域分布型鳥獣保護管理対策事業 | 60(54) |
| ・国立公園等における大型獣との共生推進費 | 50(22) |
| ・自然環境保全基礎調査費 | 400(298) |
| ・鳥獣保護管理に係る人材育成事業 | 104(34) |
| ・渡り鳥の飛来経路の解明事業費 | 52(19) |
| ・(新)渡り鳥の飛来状況等に関する情報提供事業費 | 10(0) |

(ウ) 多様な生きものと共生する空間づくり

ヤンバルクイナやトキ、ツシヤママネコについて野生復帰や保護の取組を強化するとともに、鳥嶼における希少種の保護増殖を図ります。また、カエルツボカビの実態把握など外来生物対策を進めます。さらに、ペットの安全確保など飼養動物の愛護と管理の取組を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|----------------------------|----------|
| ・希少野生動物野生順化特別事業費 | 100(82) |
| ・(新)絶滅のおそれのある種の飼育下繁殖関連施設整備 | 65(0) |
| ・(新)希少固有動植物等保全特別総合点検事業 | 43(0) |
| ・(新)外来生物戦略調査事業費 | 20(0) |
| ・(新)飼養動物の安全・健康保持推進事業 | 31(0) |

(3) 生物多様性保全のために重要な地域の総合的な保全

人と自然が共生する国土の構築に向けて、生物多様性保全の観点も踏まえた国立・国定公園の指定地域の総点検と適切な保全、自然再生の取組の推進等を通じた生態系ネットワークの形成促進を図ります。

海洋基本法を受けて、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定を行うとともに、自然公園内における海域の保全管理の強化に取り組みます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|----------------------------|----------------|
| ・国立・国定公園総点検事業費 | 100(31) |
| ・(新)海洋生物多様性情報整備及び保全戦略策定事業費 | 50(0) |
| ・(新)海域の国立・国定公園保全管理強化事業費 | 20(0) |
| ・自然公園等事業費(公共) | 14,211(11,767) |

(4) 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)に向けたリーダーシップの発揮

(ア) 次期世界目標の設定に向けたイニシアティブの強化

2010年のCOP10の日本への招致活動を強化するとともに、日本のイニシアティブで効果的な次期世界目標が合意されることを目指し、主要議題に関する会合の開催等により国際的な議論をリードします。

自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させて活用することを「SATOYAMA イニシアティブ」として世界に提案します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------------|---------|
| ・(新)生物多様性国際イニシアティブ推進調査費 | 20(0) |
| ・(新)国際機関への生物多様性専門家派遣経費 | 21(0) |
| ・(新)「SATOYAMA イニシアティブ」推進事業費(再掲) | 200(0) |

(イ) 国内での先駆的な取組の実施

COP10を契機として、世界に先駆け、我が国の生物多様性の状況に関する総合評価を社会的・経済的側面も踏まえた上で実施します。

地球温暖化も含めた様々な人為的要因による生態系変化を迅速に把握し、予防的対策を進めるため、生態系総合監視システムを構築します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-------------------------------------|-----------|
| ・(新)生物多様性総合評価推進費 | 42(0) |
| ・重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000) | 400(270) |

(ウ) アジア太平洋諸国とのパートナーシップの強化

アジア太平洋地域を中心にサンゴ礁や渡り鳥保全のネットワークを構築します。特に2008年に15年ぶりにアジア(韓国)で開催されるラムサール条約第10回締約国会議に併せて、アジア地域の渡り鳥・湿地を保全するためのシンポジウム等を開催します。

アジア太平洋諸国及び国際機関と連携の下、生物多様性保全の基盤情報の整備を進めます。北海道洞爺湖サミットを契機として、「美しい日本の自然キャンペーン」として、日本の国立公園の美しさや地域と協働する管理システムを世界に発信します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|----------------------------------|---------|
| ・アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業 | 71(49) |
| ・(新)アジア太平洋地域生物インベントリー・イニシアティブ推進費 | 21(0) |
| ・(新)アジア国立公園イニシアティブ推進事業 | 10(0) |

3. 3 Rを通じた持続可能な資源循環

(1) 新循環型社会形成推進基本計画に基づく循環型の地域づくり(「地域循環圏」の推進)

(ア) 地域循環圏の基盤整備の推進

循環型の地域づくりの核となる地方自治体や NPO、事業者の優れた取組の共有と全国への普及を目指し、先進事例の紹介や循環型地域ビジョンづくりの支援を行います。

廃棄物エネルギー利用・バイオマス利活用の強化等、地域における循環システムの構築を加速するとともに、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を目指します。

改正食品リサイクル法を受けて、リサイクルループ方式を確立するため、地域における食品廃棄物の利活用構想を地域ブロックごとに策定します。

事業者、地方自治体、NPO、地域住民が連携して各地域のリサイクル施設を活用するための計画策定支援を行います。

「もったいない」の気持ちを活かしながら、国民一人ひとりのライフスタイルの変革を進めるため、3 R、不法投棄防止、容器包装削減の取組に関する国民運動を展開します。

【主な予算措置】

| | 百万円 |
|------------------------------------|-----------------|
| ・(新)地域からの循環型社会づくりを支援するネットワーク形成事業経費 | 90(0) |
| ・廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金等)(公共) | 101,753(84,261) |
| ・(新)廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 | 400(0) |
| ・(新)食品循環資源等バイオマスの地域圏利活用構想の策定調査 | 70(0) |
| ・(新)リサイクル・リングタウン事業費(リサイクルのわづくり事業) | 25(0) |
| ・(新)新循環基本計画の策定を受けた3 Rの国民運動の展開 | 69(0) |
| ・(新)不法投棄撲滅運動の展開 | 50(0) |
| ・容器包装に係る3 R推進事業費 | 116(52) |

(イ) 家電リサイクル法、建設リサイクル法等の強化による資源の有効活用の促進

家電リサイクル法の見直しを行い、使用済家電の不法投棄防止の取組を強化するとともに、適正なりサイクルを推進します。

建設リサイクル法の見直しを行い、建設廃棄物の確実な再資源化を確保するとともに、同法の規制対象外である廃石膏ボードなどの再資源化を促進します。

容器包装リサイクル法に基づく質の高いプラスチック製容器包装の分別収集・再商品化の推進を図ります。また、使用済パソコンや小型二次電池の適正なりサイクルを推進します。

【主な予算措置】

| | 百万円 |
|----------------------------|----------|
| ・家電リサイクル推進事業費 | 74(43) |
| ・建設リサイクル推進事業費 | 44(3) |
| ・改正容器包装リサイクル法施行に係る実態調査等事業費 | 170(73) |
| ・資源の有効利用促進に係る適正化事業費 | 33(17) |

(2) 3 Rを通じた国際的な循環型社会構築の推進

(ア) 3 Rイニシアティブの国際的な推進

北海道洞爺湖サミット等に向け、「ゴミゼロ国際化行動計画」を改定します。

東アジアにおける3 R政策対話の場として「アジアにおける廃棄物・3 R作業部会」を UNEP 及び WHO の協力の下、議長国として運営します。

東アジアでの循環型社会の構築に向けた基本的な考え方や目標を示す「東アジア循環型社会ビジョン」に関する調査を行います。

UNEP が設立した「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」のテーマである資源の効率的利用による経済成長と、経済成長に伴う環境負荷低減に関する議論の活性化に向けて貢献します。また、途上国における3 Rを本格的に推進するため、国際金融機関などと協調しながら支援を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--------------------------------------|-----------|
| ・ 3 R イニシアティブ国際推進費 | 123(120) |
| - (新)ゴミゼロ国際化行動計画の見直しと実施 | 7(0) |
| - (新)アジアにおける廃棄物・3 R 作業部会の運営 | 15(0) |
| ・ (新)東アジア循環型社会ビジョン調査費 | 20(0) |
| ・ (新) UNEP 「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援 | 20(0) |
| ・ (新) 3 R 推進基金(仮称)支援 | 150(0) |

(イ) 廃棄物等の不法輸出入防止対策

廃棄物等の輸出入について、バーゼル条約に基づく制度運用及び水際対策を強化するとともに、途上国向けの有害廃棄物の輸出入を禁止するバーゼル条約 95 年改正への我が国の対応について検討します。

アジア各国のバーゼル条約担当部局と連携し、各国の実施体制や規制に関する情報の共有を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-----------------------------|----------|
| ・ バーゼル条約対策費 | 210(12) |
| ・ (新)バーゼル条約 95 年改正に関する戦略的検討 | 20(0) |
| ・ アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討 | 42(35) |

(3) 適正処理と不法投棄対策の推進

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の設定を始め、支援チームの現場派遣や IT の活用による事案等の情報収集・整理など、不法投棄撲滅に向けた取組の一層の推進を図ります。

バイオマスのエネルギー利用やアスベストの無害化処理等に関する廃棄物処理技術開発を推進します。

優良な処理事業者の育成・支援のため、排出事業者も含めた普及啓発講習会や処理事業者の研修・講習を実施する講師の養成と、排出事業者による優良品業者選択を支援するための産廃情報ネットの機能強化を行います。

循環型地域形成の基盤となる電子マニフェストの利用割合を平成 22 年度に 50%へ拡大することを目指し、説明会や Web 版マニフェストの作成を通じて、中小事業者の利用を促進します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--------------------------|---------------|
| ・ 産業廃棄物適正処理推進費 | 108(51) |
| ・ 廃棄物処理等科学研究費補助金[競争的資金] | 1,861(1,261) |
| ・ 産業廃棄物処理業優良化推進事業費 | 100(56) |
| ・ IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業 | 314(90) |

(4) 浄化槽の普及促進

効率的な生活排水対策の推進に向けて、「循環型社会形成推進交付金」や「地域再生基盤強化交付金」を活用して浄化槽の整備推進を図ります。特に、河川や湖沼等の水質改善を図るため、窒素・燐を除去する高度処理型浄化槽の整備を進めます。

浄化槽について地震等の災害時の応急措置、復旧方法等についてマニュアルを作成します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------|----------------|
| ・ 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分)(公共) | 13,296(13,296) |
| ・ (新)災害時の浄化槽被害等対策マニュアルの作成 | 7(0) |

4 .アジアの環境保全・脱公害に向けた国際連携・協力の強化 - 環境汚染の少ないクリーンアジア・イニシアティブの展開 -

(1) パートナーシップによる越境汚染対策の推進

東アジア共通の課題となっている酸性雨及び黄砂について、モニタリングネットワークの確立、データ共有のための政策対話、技術協力・人材育成などを進めます。また、酸性雨の影響が明らかになりつつある湖沼において、陸域生態系への影響を定量的に評価するための調査を実施します。

光化学スモッグ問題に対処するため、途上国でも導入可能なオゾン簡易測定法の普及を図り、モデル計算によるオゾンの広域汚染の解明、アジアの大気環境管理能力の強化等を進めます。途上国のフロンガスの回収・破壊等を進めるため、ネットワーク会合開催等を通じた途上国の体制整備等を進めます。

漂流・漂着ゴミを削減するため、漂流・漂着ルート of 解明等を通じて関係国と協力するとともに、国内のモデル地域において効果的な国内削減手法の検討を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-------------------------------|-----------|
| ・東アジア広域環境政策形成推進事業費 | 43(11) |
| ・(新)酸性雨による生態系影響定量解析等調査費 | 41(0) |
| ・黄砂対策推進費 | 56(25) |
| ・アジアにおけるモントリオール議定書遵守支援事業費(再掲) | 20(9) |
| ・漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査費 | 351(350) |

(2) 水環境保全など日本の智慧を活かした国際協力の展開

日本の環境技術を活用し、途上国の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット事業を推進します。

2007年4月の日中環境保護協力の強化に関する共同声明において、河川、湖沼、海洋及び地下水に係る水質汚濁防止に関する協力が盛り込まれたことを受けて、中国における水質汚濁についての現地調査の実施や水管理技術の適用可能モデル事業による普及促進方策の検討等により、日中水環境パートナーシップを強化します。

合併処理浄化槽について、現地の実情を踏まえた普及方策の検討などを進めます。

日中韓三カ国における化学物質に係る基盤整備の協働実施や、審査規制制度の調和を推進するため、産学官の参加による「化学物質政策ダイアログ」を展開し、情報交換を進めます。水銀等有害金属の排出削減・物質代替など化学物質に関する日本の優れた技術を含む「利用可能な優良技術(BAT:Best Available Technology)ガイドライン」や排出インベントリー等を作成し、国際削減戦略の構築を目指します。

エコツーリズム分野におけるモンゴルとの協力を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--|-------------|
| ・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会)(再掲) | 1,270(970) |
| ・日中水環境パートナーシップ | 193(33) |
| ・(新)浄化槽技術導入可能性調査費 | 39(0) |
| ・日中韓化学物質審査規制制度調和推進事業 | 29(15) |
| ・水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業 | 106(19) |
| ・(新)モンゴルにおける環境協力推進事業 | 10(0) |

(3) 途上国で活躍する日本人専門家及び途上国の環境リーダーの養成

アジア諸国の技術者の指導を含め、環境政策の基本となるモニタリングや公害対策について、日本の官民の技術者から成る環境調査・協力団を結成・派遣します。

途上国の環境問題に関し、公害対策に第一線で活躍してきた団塊世代が、環境協力専門家やボランティアとして活躍するための研修を行うとともに、現場で活躍する NGO ネットワークの構築による経験の共有と連携強化を進めます。

途上国の環境政策立案と着実な実施に関し、研究者と政策決定者の能力開発に貢献するため、日本の経験や知見を活かした環境政策の策定支援システム構築を進めます。

アジアの環境系大学院間のネットワークや官民連携コンソーシアム等を通じ、アジアにおいて企業、行政等の幅広い分野で活躍する環境リーダー育成のためのプログラムを開発します。

【主な予算措置】

| | 百万円 |
|---|---------|
| ・(新)日本の人的資源を活用した目に見える国際環境協力の検討 | 27(0) |
| ・国際環境協力強化のための情報・人材基盤の整備 | 9(5) |
| ・(新)アジアにおける環境・経済統合影響評価モデルによる日本型環境政策検討スキームの導入支援費 | 38(0) |
| ・(新)持続可能な開発のための教育 (ESD) を担うアジア高等教育機関人材育成事業 | 174(0) |

5. 環境から拓く経済成長と地域活性化の道筋

(1) 環境技術の展開と経済のグリーン化による環境と経済の好循環

(ア) 環境技術の戦略的な開発・普及

ナノテクノロジー等急速に発展している環境技術について、早期の実用化を図るための研究開発を進めます。

地域固有の環境問題に関し、産学官連携の下で、地域資源を活かした解決方法の調査と地場産業等の活用による優良技術の実用化を進めます。

我が国の環境研究・技術開発について、ホームページ等により国民へのわかりやすい情報の提供と世界への戦略的な発信を進めます。

2010年開催の上海国際博覧会における環境技術の展示等について具体的な検討を行います。

【主な予算措置】

| | 百万円 |
|-----------------------------|-------------|
| ・ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業 | 700(453) |
| ・地域の産学官連携による環境技術開発基盤整備モデル事業 | 58(48) |
| ・(新)環境研究・技術開発の戦略的発信事業 | 20(0) |
| ・(新)上海国際博覧会推進費 | 10(0) |
| ・環境技術開発等推進費[競争的資金] | 1,600(881) |

(イ) グリーン購入やグリーン契約等を通じた環境配慮型経済への転換

消費市場や資本市場における環境に配慮した行動を促進するため、消費者や投資家に企業や製品の環境負荷に関する情報を的確に提供する「見える化」を進めます。また、金融を通じて環境保全への国民の意欲を環境ビジネスに結びつけるための取組を引き続き推進します。グリーン契約法に基づき、国等の取組の推進と地方での取組拡大を図ります。

建て替え時期となっている中古の集合住宅やオフィスビルにおいて、LCA(ライフサイクルアセスメント)を活用した評価を行い、省エネ改築・改修と建築物の長期利用を促進します。気候変動等の長期的環境変動を展望し、その影響と必要な対応を明らかにするとともに、経済活動と環境の関わりについての状況及び動向を継続的に調査分析し、発信します。

【主な予算措置】

| | 百万円 |
|-----------------------|--------|
| ・(新)環境関連商品購入促進方法調査事業 | 48(0) |
| ・(新)企業活動の環境影響見える化手法調査 | 20(0) |
| ・(新)国等における環境配慮契約等推進経費 | 62(0) |
| ・(新)建築物等エコ化可能性評価促進事業 | 19(0) |
| ・(新)経済活動と環境に関する調査分析 | 50(0) |

(2) 自然の恵みを活かした活力ある地域づくり

(ア) 多様な主体の参加と協働による地域づくり

我が国を代表する自然であるとともに地域の観光資源ともなる魅力的な国立公園づくりのため、国、地方自治体、地域住民、民間企業、NGO等広範な関係者が協働して公園管理やモニタリングを行う仕組みづくりや、必要な施設整備を進めます。

美しい自然、歴史、文化が一体となった魅力ある温泉地づくりを進めます。また、国民が安心して温泉を利用することができるよう、温泉施設等の安全対策や適正な情報の提供を進めます。

エコツーリズム推進法の制定を受けて、地域の取組の推進や人材育成、普及啓発等によりエコツーリズムの定着・発展を図ります。

光やかおり、音などの人の五感を重視した街作りのための人材育成、手法開発等を進めます。地域コミュニティを構成する多様な主体が参加して地域の活性化にも資する環境保全活動を進める場合において、コミュニティファンドを通じた支援を行います。

地域における環境影響評価に係る体制の構築・強化や事業者への効果的な環境情報の整理提

供手法の検討等を進め、平成 19 年に策定されたガイドラインを踏まえた実効ある戦略的環境アセスメントを推進するとともに、環境影響評価制度の見直しを引き続き進めます。地域特性に応じた総合的な施策展開に向け、地域環境政策ビジョンの策定等を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---|----------------|
| ・広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくり推進事業 | 41(18) |
| ・自然公園等事業費(公共)(再掲) | 14,211(11,767) |
| ・温泉の保護及び安全・適正利用推進費 | 41(25) |
| ・エコツーリズム総合推進事業費 | 180(129) |
| ・(新)良好な感覚環境形成のための街作りの推進調査 | 50(0) |
| ・コミュニティ・ファンド等を活用した環境保全活動促進事業(一般会計・エネ特会) | 111(111) |
| ・(新)戦略的環境アセスメント導入促進費 | 34(0) |
| ・環境影響評価体制強化費 | 64(1) |
| ・地域環境政策ビジョン策定推進費 | 35(20) |

(イ) 水辺地や水生生物も含めた豊かな水辺づくり

様々な魚介類が生息し、人々がその恵みを将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな海(里海)を創生するため、先端的なモデル地域での取組支援等を行います。赤潮の発生や魚介類の減少が深刻化している有明海・八代海において、底質環境の定期調査や環境悪化が進んでいる区域の重点調査を進め、再生方策の実施に役立てます。湖沼におけるヨシ群落の保全再生等により、水質に加え、水辺の植生や水生生物の観点も含めた健全な湖沼づくりを行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-------------------------|--------|
| ・(新)里海創生支援事業 | 50(0) |
| ・(新)有明海・八代海再生フォローアップ調査費 | 50(0) |
| ・(新)多様な生物を育む健全な湖沼づくり事業 | 30(0) |

(3) 環境を感じ、考え、行動する人づくり

「21世紀環境教育プラン~いつでも、どこでも、誰でも環境教育 AAA プラン~」に基づき、家庭、学校、地域、企業等における質の高い環境教育・環境学習の機会の多様化を図ります。持続可能な開発のための教育(ESD: Education for Sustainable Development)について、ESD サポーターの配置等による地域における取組の推進、大学での環境教育プログラムの開発等、高等教育機関における展開を図ります。国立公園や農山漁村での子ども宿泊自然体験プランをとりまとめ、情報提供するなど、五感で自然を感じる原体験を推進し、自然の恩恵や人との関わりなどを次世代に伝えます。地域のアイデアを掘り起こし、NPO、市民等との協働による環境政策づくりや企業の CSR 活動を進めていくとともに、持続可能なまちづくりのためのパートナーシップ形成手法の開発、実証、普及を図ります。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-----------------------------------|----------|
| ・(新)発達段階に応じた環境教育の「ねらい」等策定に関する調査研究 | 16(0) |
| ・(新)21世紀子ども放課後環境教育プロジェクト | 59(0) |
| ・(新)未就学児を対象とした環境教育 | 30(0) |
| ・(新)企業等が取り組む環境教育推進プロジェクト | 21(0) |
| ・国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年促進事業 | 135(42) |
| ・(新)「五感で学ぼう!」子ども自然体験プロジェクト(再掲) | 47(0) |
| ・(新)協働による環境保全型地域活性化ツールの開発・実証事業 | 25(0) |

6. 安全を確保できる生活環境行政の推進

(1) 大気・水・土壌環境保全対策

排出基準の超過や測定データの改ざん等の事例発生を受け、公害防止管理の適切な組織体制の整備、事業場における公害防止に向けた適切な取組等について調査を行います。

微小粒子状物質の健康影響、環境濃度将来予測、排出実態、排出抑制施策に関する調査及び広域的なモニタリングの試行を行います。

自動車 NOx・PM 法の改正を踏まえ、流入車対策及び交差点周辺等の局地汚染対策を着実に実施し、併せて運輸部門からの CO2 削減を図ります。

光化学オキシダントについて、注意報が広域化している原因究明を緊急に実施します。

日本まで到達する黄砂等大気汚染物質の健康影響に関する情報収集を行うとともに、花粉症問題についてより国民にとって利用しやすい花粉飛散予測を行います。

フッ素や硝酸性窒素など排水処理の結果生成する物質のリサイクルも視野に入れた排水処理技術開発を進めます。

地下水について、硝酸性窒素等に関し、効率的に汚染対策を実施するための方策について検討するとともに、地下水汚染が生活環境等に与える影響について調査します。また、地盤沈下を生じさせずに地下水の有効利用が図れる新たな地下水管理制度について検討を行います。土壌汚染問題について、未然防止や土地利用用途に応じた対策の実施など総合的な土壌汚染対策の検討を進めます。

【主な予算措置】

| | 百万円 |
|----------------------------------|-----------|
| ・効果的な公害防止の取組の促進措置開発調査 | 10(3) |
| ・微小粒子状物質(PM2.5)に関する取組の強化 | 526(276) |
| ・都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 | 293(193) |
| ・(新)光化学オキシダント動向等調査費 | 40(0) |
| ・大気汚染物質等が健康に及ぼす影響に関する総合的研究 | 39(20) |
| ・(新)3Rの概念を組み込んだ排水処理技術開発の促進に関する調査 | 60(0) |
| ・(新)硝酸性窒素対策等地下水質管理的確化調査 | 35(0) |
| ・(新)新たな地下水の総合的管理制度検討調査 | 10(0) |
| ・(新)土壌汚染の未然防止等対策の促進に関する調査 | 30(0) |
| ・(新)土地利用用途等に応じた土壌汚染対策推進費 | 70(0) |

(2) 総合的な化学物質環境対策の推進

平成 21 年の化学物質審査規制法の見直し時期に向け、EU で導入された REACH (化学物質の登録・評価・認可・制限に関する制度) 等の国際的な動向を踏まえつつ、総合的な化学物質審査規制制度の導入について検討します。

PRTR (化学物質排出・移動量届出制度) を推進するため、化学物質の代替を評価するためのガイドラインの策定や排出量の推計対象の範囲の拡充及び地図上にデータを表示するシステムの構築を行います。

企業における自主的な化学物質管理の取組へのインセンティブを与えると同時に、取組の遅れている企業の底上げを図るため、トップランナー企業の優良事例を収集・発信します。

有害化学物質を含有しているおそれのある製品や諸外国で規制されている製品について、製造・流通・廃棄動向を把握し、体系的なモニタリングを実施します。

小児を取り巻く環境と健康影響との関わりに関して、適正なリスク評価のための調査研究を実施します。

ナノテクノロジーの環境影響について調査検討を行います。
 農薬による陸域生態系へのリスク評価・管理の導入に向け、手法を確立します。
 市街地等での農薬の使用に関し、農薬の飛散状況調査等を行い、リスク削減のためのマニュアルを作成します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------|-----------|
| ・総合的な化学物質審査規制制度の導入検討調査 | 33(13) |
| ・PRTR 制度運用・データ活用事業 | 244(200) |
| ・(新)化学物質管理トップランナー支援事業 | 13(0) |
| ・製品中の有害化学物質モニタリング調査 | 34(17) |
| ・水銀等有害金属に係る国際削減戦略構築事業(再掲) | 106(19) |
| ・小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査 | 300(83) |
| ・(新)環境ナノ粒子環境影響調査 | 10(0) |
| ・(新)農薬による陸域生態リスク評価手法確立調査 | 79(0) |
| ・農薬飛散リスク評価手法等確立調査 | 35(18) |

(3) 水俣病対策を始めとする公害健康被害対策

すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させた取組や環境保全と地域のもやい直しの観点からの施策を推進するほか、水俣病被害者の救済策に関連して所要の措置を講じます。また、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験と教訓を引き続き国内外に発信します。

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、公害健康被害者の救済の着実な推進を図るとともに、ぜん息患者の健康回復・自立を支援するため、健康被害の予防事業を拡充します。また、幹線道路沿道の局地的大気汚染による健康影響に関する調査研究等を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|------------------------|----------------|
| ・水俣病総合対策関係経費等 | 12,022(8,522) |
| ・(新)自立支援型公害健康被害予防事業推進費 | 300(0) |
| ・局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査 | 680(593) |

(4) 石綿健康被害対策

石綿健康被害救済制度に基づく被害者の迅速な救済のため、必要な医学的情報の収集、整理及び解析を行います。また、石綿による健康被害の実態解明のため、石綿関連疾患の発症リスクに関する実態把握等の調査を行います。

石綿の飛散防止対策の適切な実施を図るため、アスベストを使用した建築物の解体時の石綿の飛散状況の把握、環境モニタリング等を行います。

石綿含有産業廃棄物に関し、廃棄物の最終処分場の逼迫を踏まえ、埋め立て処分に代わる有効な処理方を確立し、人の健康及び生活環境に係る被害を未然に防止します。

アジア諸国における石綿対策を支援するため、我が国の経験についての資料の作成、専門家派遣による現地調査、石綿モニタリング研修等を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|----------------------|---------|
| ・被認定者に関する医学的所見等の解析調査 | 40(12) |

| | |
|-------------------------------|---------|
| ・一般環境経路による石綿ばく露の健康リスク評価に関する調査 | 74(68) |
| ・アスベスト対策調査 | 51(51) |
| ・石綿含有廃棄物適正処理方策検討調査費 | 33(15) |
| ・アジア諸国における石綿対策技術支援費 | 15(13) |

(5) 毒ガス弾等による被害の未然防止対策

国内における毒ガス弾等の問題については、平成 15 年 6 月の閣議了解や同年 12 月の閣議決定に基づき、関係省庁と連携して、茨城県神栖市における有機ヒ素污染源周辺の高濃度汚染対策や健康影響に係る緊急措置事業等の対策を実施するとともに、必要な調査研究を推進します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---|-----------|
| ・(新)有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策 | 300(0) |
| ・茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費 | 112(112) |
| ・(新)ジフェニルアルシン酸等に関する長期毒性検討調査 | 138(0) |

(参考)

平成20年度概算要求におけるエネルギー対策特別会計によるCO2排出抑制対策

合計462億円(337億円)

新京都議定書目標達成計画に基づく6%削減約束の確実な達成

6%削減目標達成に確実を期すため、本年度中に京都議定書目標達成計画を見直し、排出量の伸びが著しいオフィスや家庭をはじめ、各部門の対策の抜本的な強化を図ります。

省エネ製品への買換え促進や国民一人ひとりの環境行動を促すエコポイント等の取組の普及拡大、高断熱化等による低炭素型住宅の普及促進など家庭や職場での排出削減対策の抜本的強化を図ります。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------------------|-----------|
| ・(新)省エネ製品買換え促進事業(エネ特会) | 450(0) |
| ・(新)省エネ家電等普及促進地域販売システムモデル事業(エネ特会) | 70(0) |
| ・(新)エコポイント等CO2削減のための環境行動促進事業(一般・エネ特会) | 420(0) |
| ・(新)エコ住宅普及促進事業(エネ特会) | 250(0) |
| ・地域協議会民生用機器導入促進事業(エネ特会) | 450(280) |

国民一人ひとりに身近な行動によるCO2削減を促すため、1人1日1kgCO2削減をモットーに国民運動の更なる展開を図ります。さらに、温暖化による身近な自然や暮らしへの影響について事例収集・情報発信を行うなど、地域における情報提供及び普及啓発を強化します。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--------------------------------|---------------|
| ・地球温暖化防止「国民運動」推進事業(エネ特会) | 2,700(3,000) |
| ・(新)1人1日1kgCO2削減国民運動推進事業(エネ特会) | 500(0) |
| ・(新)身近な温暖化問題発見事業(エネ特会) | 300(0) |

産業・業務部門について、モデル性の高い率先的な取組への支援等を行い、自主行動計画の拡大・強化を図るとともに、欧米における制度の導入状況等も見つつ国内排出量取引を総合的に検討します。

運輸部門については、地方自治体等の低公害車や燃費基準達成車の導入を支援するなど一層の普及を図ります。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---------------------------------|---------------|
| ・業務部門対策技術率先導入補助事業(エネ特会) | 2,600(1,670) |
| ・国内排出量取引推進事業(エネ特会) | 250(250) |
| ・温室効果ガスの自主削減目標設定に係る設備補助事業(エネ特会) | 3,000(3,000) |
| ・低公害車普及事業(エネ特会) | 160(85) |
| ・自動車省CO2対策推進事業(エネ特会) | 500(130) |

再生可能エネルギー導入拡大のため、燃料用バイオエタノールについて、E3の大規模実証実験を通じた普及拡大を図るとともに、集中的に複数の再生可能エネルギーを導入するモデル事業の実施、地方自治体との協力による太陽光発電等の再生可能エネルギーを利用した低

炭素型住宅の普及支援を行います。また、廃棄物処理に当たっても、3Rの推進を図りつつ、廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用を進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|----------------------------|---------------|
| ・エコ燃料実用化地域システム実証事業費(エネ特会) | 2,500(2,780) |
| ・エコ燃料利用促進補助事業(エネ特会) | 1,000(800) |
| ・(新)再生可能エネルギー導入加速化事業(エネ特会) | 1,200(750) |
| ・廃棄物処理施設における温暖化対策事業(エネ特会) | 2,117(2,117) |

京都メカニズムクレジットの確実な取得

京都議定書の6%削減約束を確実なものとするため、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を計画的かつ効率的に進めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|------------------------------|----------------|
| ・京都メカニズムクレジット取得事業(一般会計・エネ特会) | 16,455(7,326) |

温暖化対策と公害対策等を一体的に進めるコベネフィット対策による国際協力の実現

途上国等の公害対策と温暖化対策とを相乗的・一体的に進めるコベネフィット対策により、クレジットの確実な取得を図ります。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|---|-------------|
| ・京都メカニズムを利用した途上国等における公害対策等と温暖化対策のコベネフィット実現支援等事業(エネ特会) | 1,270(970) |

低炭素社会の実現に向けた社会システムの変革

低炭素社会への転換を目指し、様々な角度から都市構造や社会システムの変革にまで踏み込んだ対策を進めます。具体的には、コンパクトなまちづくり、公共交通の活用など効率的で環境負荷の小さな移動システム、ヒートアイランド対策なども含めた水と緑溢れるまちづくりや自然共生地域など日本の様々な地域に応用できるモデルをつくり、その普及に努めます。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|--------------------------|---------------|
| ・低炭素地域づくり面的対策推進事業費(エネ特会) | 2,000(250) |
| ・低炭素社会モデル街区形成促進事業(エネ特会) | 1,300(1,300) |

低炭素社会を支える革新的技術開発の推進

地域に即したバイオマス資源総合利活用システムの構築や、省エネルギー対策及びE10の活用等再生可能エネルギー等の地球温暖化対策技術の技術開発を推進します。

二酸化炭素海底下地層貯留技術(CCS: Carbon Dioxide Capture and Storage)の高効率化、低コスト化を図るため、海洋環境保全上適正な管理手法の開発とCCSの工程に要するエネルギーを最適化する運用システムの開発を行います。

| 【主な予算措置】 | 百万円 |
|-------------------------------|---------------|
| ・地球温暖化対策技術開発事業(エネ特会)[競争的資金] | 3,709(3,302) |
| ・(新)二酸化炭素海底下地層貯留技術開発事業費(エネ特会) | 500(0) |

(参考)

環境省における重点施策推進要望について

「重点施策推進要望」とは、成長力の強化、地域活性化、環境立国戦略、教育再生、生活の安全・安心等、「基本方針 2007」に示された重点施策のうち、新規性や政策効果が特に高い事業について、要望基礎額の 4.5% (環境省については 71 億円) 以内で各省庁が要望するもの。

合計 71 億円

- < 環境立国戦略 (温暖化) > (百万円、() 内は 19 年度予算)
- 次期国際枠組みに対する日本イニシアティブ推進経費 221 (100)
我が国及び世界全体での将来排出見通しの把握や各国間の排出量の分析などにより、主要排出国が参加する実効ある次期枠組みの構築において、G8 議長国としてのリーダーシップを発揮します。
- (新) 低炭素社会関係予算 (地球環境研究総合推進費 [競争的資金] の一部) 500 (0)
CO2 排出量の少ないまちづくり、交通システム形成、自然共生等の多様な視点で今後必要な取組についてのシミュレーション等による政策研究を行い、低炭素社会の姿をわかりやすく提示します。
- < 環境立国戦略 (温暖化、3R) 地域活性化 >
- (新) 廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業 400 (0)
生ゴミや下水道汚泥、家畜糞尿、木くず等多様な廃棄物系バイオマスの利活用について、メタン化、飼料化等地域特性に応じたソフト面からの収集運搬システムの実証等を行います。
- < 環境立国戦略 (温暖化、都市対策) >
- 都市の自動車環境対策と温暖化対策のコベネフィット推進費 293 (193)
交差点周辺等の局地汚染対策及び流入車対策を着実に実施し、併せて CO2 削減を図ります。
- < 環境立国戦略 (温暖化、国際協力) >
- 日中水環境パートナーシップ 193 (33)
「日中環境保護協力の強化に関する共同声明」を受けて、中国における水質汚濁について現地調査やモデル事業による水管理技術の普及促進方策の検討等を行います。
- < 環境立国 (温暖化、国際協力、環境技術) >
- (新) 環境技術開発等推進費 (戦略指定領域) [競争的資金] 400 (0)
公害対策と温暖化対策の相乗的・一体的な対策 (コベネフィット対策) 等に関する技術開発を推進します。
- < 環境立国戦略 (温暖化、人づくり) 教育再生 >
- (新) 地球と共生する人づくりのための環境教育事業 300 (0)
「21 世紀環境教育プラン ~ いつでも、どこでも、誰でも環境教育 AAA プラン ~」に基づき、家庭、学校、地域、企業等における質の高い環境教育を提供し、温暖化を始めとする環境保全への意欲、智慧、行動力溢れる人材を育てます。
- < 環境立国戦略 (生物多様性) 地域活性化 >
- (新) 「いきものにぎわいプロジェクト」推進費 105 (0)
生物多様性の保全活動について、民間団体の参加や地方版生物多様性戦略の策定促進等を進めます。
- (新) SATOYAMA イニシアティブ推進事業費 200 (0)
自然共生社会を地球全体で実現するため、世界各地の自然共生の智慧と伝統を再興し、発展させ、活用することを SATOYAMA イニシアティブとして世界に提案します。
- 自然公園等事業 (国立公園等整備費) の一部 514 (-)
我が国を代表する優れた自然景観を有する歩道を対象として、安全対策事業、展望地点整備、景観修復事業等を行うとともに、国民保養温泉地の健全な発展・活性化を図るため施設整備を実施します。
- < 環境立国戦略 (3R) 地域活性化 >
- IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業 314 (90)
循環型地域形成の基盤となる電子マニフェストの利用拡大のため、中小事業者の利用を促進します。
- 廃棄物処理施設整備費の一部 3,689 (-)
廃棄物のリサイクル、焼却に伴うエネルギー回収等のための施設及びバイオマスエネルギーの利活用のための施設整備等を支援し、循環型の地域づくりを推進します。

．平成 20 年度 環境省 財政投融资に関する要求の概要

1．中小企業の環境配慮経営の促進（新規）

中小事業者における環境配慮への取組を促進するため、中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において、エコアクション 21 または ISO 14001 の認証取得企業あるいは取得見込み企業の環境配慮にかかる設備投資及び運転資金に対する低利融資制度を創設。

2．現行の融資制度の継続

中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において、中小企業者に対する低公害車等の普及促進、大気汚染防止施設の整備等のための融資を引き続き実施。

なお、日本政策投資銀行については、民営化を踏まえ、平成 20 年 9 月末まで融資を引き続き実施。

（関連要求）

優良産業廃棄物処理施設整備及び省 CO₂ に資する面・ネットワーク対策を金融面から支援するため、新規に利子補給予算を要求。

．平成 20 年度環境省税制改正要望の概要

1 地球温暖化対策のための税制のグリーン化

(1) 環境税等

ア 与党（自由民主党政務調査会四部会実務者会議など）における議論を踏まえて、環境税等地球温暖化対策を加速するために必要な税制上の措置について検討を急ぎ、その検討結果を踏まえ必要な措置を講ずること。

イ 道路特定財源については、「道路特定財源の見直しに関する具体策」（平成 18 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、税率水準を維持し、環境保全に配慮すること。

(2) バイオ燃料関連税制の創設【新規】（揮発油税・地方道路税・軽油引取税）

ア バイオエタノール混合ガソリン（E 3 及び E T B E 混合ガソリン）に係る揮発油税・地方道路税のうち、バイオエタノール分について非課税とする。

イ バイオディーゼル燃料（B D F）混合軽油に係る軽油引取税のうち、B D F 分について非課税とする。

(3) 省エネ住宅税制及び住宅関連再生可能エネルギー設備促進税制の創設【新規】（所得税・固定資産税）

ア 既存住宅の省エネ改修（複層ガラスの導入、断熱改修等）に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。

イ 次世代省エネ基準を満たす新築住宅の建築・購入の際の一定の工事に対する所得税・固定資産税の減税措置を講ずる。

ウ 住宅において再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備等）を導入した際に、所得税の減税措置を講ずる。

(4) 京都メカニズムクレジット購入費準備金制度の創設【新規】（法人税）

京都議定書目標達成計画の達成のために、企業が京都メカニズムクレジットを購入した場合には、その購入費用を準備金とし、購入時点において全額損金算入できることとする。

(5) 自動車の低公害化、低燃費化の推進【拡充・延長】

自動車の保有に係る税率の特例措置(グリーン化)【延長】(自動車税)

電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車及び低燃費かつ低排出ガス認定車(LPG自動車含む)を、購入した場合、購入年度の翌年度1年間の自動車税を軽減し、また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車及びディーゼル車については自動車税を重課する措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

<重課>以下の自動車について、概ね10%重課(低公害車及び一般乗合バスを除く)

- ・ディーゼル車：車齢11年超
- ・ガソリン車(LPG自動車含む)：車齢13年超

<軽課>

- ・電気自動車(燃料電池自動車含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車：概ね50%軽減
- ・かつ燃費基準+20%達成車：概ね50%軽減
- ・かつ燃費基準+10%達成車：概ね25%軽減

低燃費かつ低排出ガス認定車に係る自動車取得税の課税標準の軽減措置【延長】(自動車取得税)

低燃費かつ低排出ガス認定車を取得した場合、課税標準額を一定額控除する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

- ・かつ燃費基準+20%達成車：30万円控除
- ・かつ燃費基準+10%達成車：15万円控除

ディーゼル車に係る自動車取得税の特例措置【延長】(自動車取得税)

平成17年排出ガス基準に適合し、かつ、平成27年度を目標とした燃費基準を達成したディーゼルトラック・バス等(車両総重量3.5t超)の取得に際し、自動車取得税を軽減する現行措置について、所要の見直しを行い、その適用期限を2年延長する。

【現行措置】

- ・重量車 かつ重量車燃費基準達成車：2.0%軽減
- ・平成17年排出ガス基準適合かつ重量車燃費基準達成車：1.0%軽減

最新排出ガス規制に適合したディーゼル乗用車に係る自動車取得税の軽減措置【新規】（自動車取得税）

最新の排出ガス規制を満たすディーゼル乗用車であって、規制開始よりも前倒して市場投入するものについて、自動車取得税の優遇措置を講ずる。

クリーンエネルギー自動車等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】（所得税・法人税）

ハイブリッド自動車等の導入及び低公害車用燃料供給設備の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置について、対象を追加し、延長する。

【現行措置】

基準取得価額の7%相当額の税額控除、又は、普通償却に加えて基準取得価額の30%相当額を限度として償却できる特別償却のいずれかを選択。

（6）ビルの省エネシステム等に係るエネルギー需給構造改革投資促進税制【拡充・延長】（所得税・法人税）

民生業務部門の省エネ対策の強化を図るため、ビルの省エネ性能を向上するシステム等を新たに対象に追加する。

（7）地球温暖化対策ビジネス促進税制【新規】（所得税・法人税・個人住民税）

温暖化対策に資する新しいビジネスモデル（省エネ家電買換え支援、エコポイント事業等）を支援するために必要な税制上の措置を講ずる。

2 廃棄物・リサイクル対策の推進

（1）再商品化設備等に係る特別償却制度【拡充・延長】（所得税・法人税）

再商品化設備等（古紙再生ボード製造設備、自動車破砕残さ再資源化設備、食品循環資源再生利用設備及び建設混合廃棄物選別設備）に係る特別償却制度について、建設汚泥再生処理装置及び廃石膏ボード再生処理装置を対象に追加した上で、その適用期限を2年延長する。

(2) 廃棄物再生処理用設備に係る課税標準の特例措置【拡充・延長】(固定資産税)

廃棄物再生処理用設備(建設廃棄物再生処理装置、古紙再生処理装置、空びん洗浄処理装置、自動車部品再利用製品製造設備及び食品循環資源再生処理装置)に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、食品循環資源再生処理装置の対象範囲・課税標準を見直すとともに、廃石膏ボード再生処理装置を対象に追加した上で、その適用期限を2年延長する。

(3) 産業廃棄物処理用設備等に係る特別償却措置【延長】(所得税・法人税)

産業廃棄物処理用設備(高温焼却装置)、PCB汚染物等処理用設備、石綿含有廃棄物無害化処理用設備に係る特別償却措置の適用期限を2年延長する。

(4) 最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置【延長】(所得税・法人税)

廃棄物最終処分場における埋立終了後の維持管理に要する費用に備えるための準備金(維持管理積立金)制度に基づく積立金を損金算入する措置の適用期限を2年延長する。

(5) 廃棄物処理施設に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

廃棄物処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(6) 廃棄物処理法に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る課税標準の特例措置【延長】(事業所税)

廃棄物処理法に規定する広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者の事業の用に供する施設等に係る事業所税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

3 環境汚染の防止

(1) 公害防止用設備に係る特別償却措置【延長】(所得税・法人税)

公害防止用設備(窒素酸化物(NO_x)抑制設備、ばい煙処理用設備及び汚水処理用設備)に係る特別償却措置の適用期限を2年延長する。

(2) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置【延長】(固定資産税)

公害防止用設備(汚水処理用施設(水質汚濁防止法関係)、汚水処理用施設(湖沼水質保全特別措置法関係)、有害物質により汚染された地下水を浄化するための設備、土壌浄化施設、窒素酸化物(NO_x)抑制設備、ばい煙処理施設、揮発性有機化合物(VOC)排出抑制設備、指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設及びダイオキシン類排出削減施設)に係る課税標準の特例措置の適用期限を2年延長する。

(3) 可燃性天然ガス等を適正に処理するための温泉設備に係る特例措置【新規】(所得税、法人税、固定資産税)

可燃性天然ガス等を適正に処理するための温泉設備に係る特例措置を新設する。

4 鳥獣保護管理の推進

(1) 有害鳥獣対策の推進のための狩猟税の優遇措置【新規】(狩猟税)

有害鳥獣被害対策の推進のため、狩猟者登録をする際にかかる狩猟税の減税措置を講ずる。

5 その他

(1) 試験研究費の総額に対する税額控除(R&D税制)【拡充・延長】(所得税・法人税)

試験研究費について、法人税の税額控除限度額を現行20%から引き上げる等の措置を講ずる。

(2) 認定NPO法人に対する税制上の特例措置【拡充・延長】(法人税、所得税、相続税、個人住民税、法人住民税、法人事業税)

ア 認定NPO法人に係る税制優遇措置の適用期限を2年延長するほか、標準PST(パブリックサポートテスト)の要件を緩和する。

イ 申請手続の負担軽減等を行う。

(3) 公益法人への寄付金控除等の特例措置

新たな公益法人制度の下で税制上の優遇措置を講じるに当たって、環境関連の公益法人についても適切な措置を講ずる。